

平成 26 年度与党税制改正大綱 （抄）

第一 平成 26 年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(2) 地方法人課税の偏在是正

地方税制については、消費税率 8 % 段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税（仮称）を創設して、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する。

消費税率 10 % 段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

第二 平成 26 年度税制改正の具体的内容

Ⅱ 年末での決定事項

三 法人課税

5 地方法人課税の偏在是正

(1) 法人住民税法人税割の税率の改正

法人住民税法人税割の税率を次のとおりとし、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

	現 行		改 正 案	
	[標準税率]	[制限税率]	[標準税率]	[制限税率]
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%

(2) 地方法人税（国税）（仮称）の創設

① 納税義務者

法人税を納める義務がある法人は、地方法人税（仮称）を納める義務がある。

（注）法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。

② 税額の計算

イ 地方法人税（仮称）額は、各課税事業年度の基準法人税額（課税標準）に4.4%の税率を乗じて計算した金額とする。

ロ 基準法人税額は、次の法人税額とする。ただし、附帯税の額を除く。

(イ) 各事業年度の所得又は各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される法人

各事業年度の所得に対する法人税の額（所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除を適用しないで計算）

(ロ) 退職年金業務等を行う法人

各事業年度の退職年金等積立金の額に対する法人税の額

ハ 税額控除

外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税（仮称）額の控除を行うこととする。

③ 申告及び納付

イ 地方法人税（仮称）の申告及び納付は、国（税務署）に対して行うものとする。

ロ 申告書の提出期限は、法人税の申告書の提出期限と同一とする。

④ その他

質問検査権、罰則等については、法人税と同様とし、その他所要の規定の整備を行う。

⑤ 適用区分

地方法人税（仮称）は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(3) 地方法人特別税の税率の改正

地方法人特別税の税率を次のとおりとし、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

	現 行	改正案
① 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%	67.4%
② 所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%	43.2%
③ 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%	43.2%

(4) 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

① 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の標準税率		
	現 行	改正案
年400万円以下の所得	1.5%	2.2%
年400万円超年800万円以下の所得	2.2%	3.2%
年800万円超の所得	2.9%	4.3%
② 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率		
	現 行	改正案
年400万円以下の所得	2.7%	3.4%
年400万円超年800万円以下の所得	4%	5.1%
年800万円超の所得	5.3%	6.7%
③ 特別法人の所得割の標準税率		
	現 行	改正案
年400万円以下の所得	2.7%	3.4%
年400万円超の所得	3.6%	4.6%

(特定の共同組合等の年 10 億円超の所得 4.3% 5.5%)
④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

	現 行	改正案
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う 法人の収入金額に対する税率	0.7%	0.9%

(注) 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち
資本金 1,000 万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減
税率の適用はない。

(5) その他

その他所要の措置を講ずる。